

■ アンパロ訴訟

メキシコには、アンパロ(Amparo)という権利保護請求裁判制度があります。これは、公権力の行為から人々を保護することを目的とした法的手段であり、司法、行政、立法手続きによって権利が侵害された場合にこれらに異議を申し立てる裁判であり、自然人も法人も申し立てることができます。

連邦裁判官審議会(Consejo de la Judicatura Federal)の司法統計部(Dirección General de Estadística Judicial)がまとめたデータによると、2021年11月16日から2022年11月15日の1年間に処理された件数は次のとおりであり、身近な訴訟として機能していることがうかがえます。

	期首係争中	新規	終了	処理中・審議待ち
直接型アンパロ	89,591 件	194,485 件	166,643 件	117,433 件
間接型アンパロ (地区裁判所)	155,230 件	673,227 件	696,793 件	131,664 件

(参考: 同期間に巡回合議裁判所に申し立てられた新規事案の合計は 481,276 件、地区裁判所に申し立てられた新規事案の合計が 731,366 件)

アンパロは、大きく直接型アンパロ(Amparo Directo)と間接型アンパロ(Amparo Indirecta)に分けられます。

① 直接型アンパロ

直接型アンパロは、司法手続きや裁判が終了となる最終的な判決や決議に対して申し立てるアンパロです。

巡回合議裁判所(Tribunales Colegiados de Circuito)がこれを管轄しますが、申立は、問題となる最終判決や決議を出した裁判所に対して、行う事となります。申立を受けた裁判所は、5 営業日以内に自身の正当性を記した報告書を添えて、巡回合議裁判所に申立書を提出し、巡回合議裁判所は、その申立書の受領から3 営業日以内に、アンパロの審議を行うか否かを決定します。

アンパロの審議の実施が決定されると、各当事者は 15 営業日以内に自身の主張を提出し、その期間の経過後 3 営業日以内に、担当裁判官は判決案を作成するよう命じられます。担当する裁判官は 90 営業日以内に判決案を作成し、判決案が出来ると、法廷が開かれ審議が行われ、巡回合議裁判所 3 人の裁判官の全会一致または多数決によって決定されます。

② 間接型アンパロ

不作為を含む行政や立法の行為、裁判外の司法行為に対するアンパロは間接型アンパロとなり、地区裁判所(Juzgados de Distrito)や控訴合議裁判所(Tribunales Colegiados de Apelación)が管轄します。

間接型アンパロの場合は、申立は、前述の裁判所に行います。申立を受け付けた裁判所は 24 時間以内に当該アンパロの審議を行うか否かを決定し、アンパロの審議の実施が決定されると、公聴会が 30 営業日以内に開催されることとなり、公聴会を経て判決が下されます。公聴会に先立ち、問題の行為を行った当局は、原則 15 営業日以内に当該行為の正当な理由等を記した報告書を提出しなければなりません。この報告書は公聴会実施日の少なくとも 8 営業日前まで申立人に通知されます。

なお、アンパロには次のように申立ができる期限が設けられており、アンパロの申立の原因となった行為または決議がアンパロ申立人に通知され、当該通知が発効した翌日または、アンパロ申立人がそのような行為やその実行を認識した日の翌日から起算されます。ただし、下記①の場合は発行日から、③の場合は当局の当該行為の通知を行った日から起算されます。

- ① 一般規定の発効の場合・引渡手続の請求の場合; 30 営業日
- ② 刑事手続きに基づき懲役刑が課される場合; 8 年

- ③ 農業法 (Ley Agraria) のもと保護されるエヒード (ejido) や共同体所有地 (propiedad comunal) の所有権、占有権、または享受の一部または全部を一時的または永久に剥奪するか、そのような影響を及ぼす行為に対する場合; 7 年
- ④ 生命の危険を生じる場合、強制的な懲役の場合など; 無期限
- ⑤ 上記以外の場合; 15 営業日

アンパロの決議に対しては、審査請求 (Recurso de Revisión)、不服の申立 (Recurso de Queja)、異議の申立 (Recurso de Reclamación) の 3 つの上訴手段が用意されています。

審査請求は、間接的アンパロにおける、停止を許可または拒否する決議、問題となった行為の最終的な停止を変更または取り消す決議、問題となった事案の主旨の差し替えを決定する決議、憲法審の範囲外での終了を宣言する決議、憲法審で言い渡された判決、直接的アンパロにおける、最高裁判所の見解において、その問題が憲法上または人権上特別な関心事項である場合の憲法の規定の解釈を確立する一般規範の合憲性に関する決議、またはそのような決定を怠った決議に対して行うことができます。

不服の申立は、間接型アンパロにおける、請求やその延長を承認または却下する決議、完全または暫定的な停止の許可または却下する決議、保証を却下する決議、法的要件を満たしていない場合や、過剰または不十分な額の保証を認める決議、利害関係のある第三者を承認または否定する決議、審査請求が認められていない事案について、最終判決では修復不可能なほどの多大な損害が生じるであろう裁判中または停止事案について発行された決議、損害賠償請求の決定など、直接型アンパロにおける、アンパロの申立に対する手続きを省略し、または不適切に処理された場合、法廷期間内に申し立てられた停止処分がなされない場合、損害賠償の決定に反対する場合などに対して行うことができます。

異議の申立は、最高裁判所長官、あるいは各小法廷の長官、もしくは巡回合議裁判所の長官が発行した処理決定に対して認められます。

■ ご案内

弊事務所では、新規取引に関する契約書の作成やレビュー、社内規定類の見直し、雇用契約に関するご相談、債権回収に関するご相談、株主総会事務、日本語での解説、書類の用意、手続き代行など、幅広く承っております。

例えば、顧問契約においては、お客様のご事情に沿ったサービス内容を検討し、お見積りをご提案しております。

その他、顧問契約などの継続的なお取引のない方でも、案件ごとにご依頼いただけます。

・法律顧問契約を解約した、顧問先がない

・法務に関する事案は日本の親会社の法務部が管轄するが、現地でのサポートが欲しい、etc. …

といった方、個々の案件ごとにお見積りを差し上げております。突発的に生じる、契約書作成やレビュー、就業規則をはじめとする社内規定類の見直しなど、お気軽にお問合せください。

また、Newsletter のトピックについても募集しております。皆様にとって関心のあるテーマやトピックのご要望がございましたら akikot@tny-legal.com までご連絡いただけますと幸いです。




TNY LEGAL MEXICO S.A. DE C.V.


(TNY 国際法律事務所)

Address

Hegel 153, 901, Col. Polanco V Sección,
Miguel Hidalgo, C.P.11560, Ciudad de
México, México.

Contact

 (+52) 55-5255-0236

 info@tnygroup.biz

 <https://www.tny-mexico.com>